

社会福祉法人愛徳園 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛徳園定款第8条第1項及び第21条第1項の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）に支給する報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）について必要な事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 職員以外の役員等には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 無報酬
 - (2) 非常勤の役員等 報酬、旅費
- 2 非常勤の役員等の旅費は、社会福祉法人愛徳園旅費規程第2条第2項の規定に基づき役員等が業務出張したときに支給する。

(報酬等の額)

第3条 役員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

- 2 この法人の理事及び監事の報酬総額は、年間340,000円以内とする。
- 3 和歌山市外在住の役員等が理事会又は評議員会に出席したときは、交通費実費に源泉徴収相当額を加算した額を支給する。

(報酬等の支給方法及び時期)

第4条 非常勤の役員等に対する報酬は、会議等に出席した都度、現金で支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(補足)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

旧社会福祉法人愛徳園役員等の報酬及び費用弁償規程は廃止する。

(別表)

役職名	報 酬
非常勤の理事、監事	理事会又は評議員会への出席1回につき7,000円に源泉徴収相当額を加算した額
非常勤の監事	監事監査1回につき15,000円に源泉徴収相当額を加算した額
評議員	評議員会への出席1回につき7,000円に源泉徴収相当額を加算した額